

# 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例



## 目的 (1条)

障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる(共に学び共に生きる)地域づくり

## 基本理念

- 障がいのある人が有する、自らの選択した地域で生活し、地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する権利を尊重すること。(3条1項)
- 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、障がいについての理解を深めることを基本とすること。(3条2項)

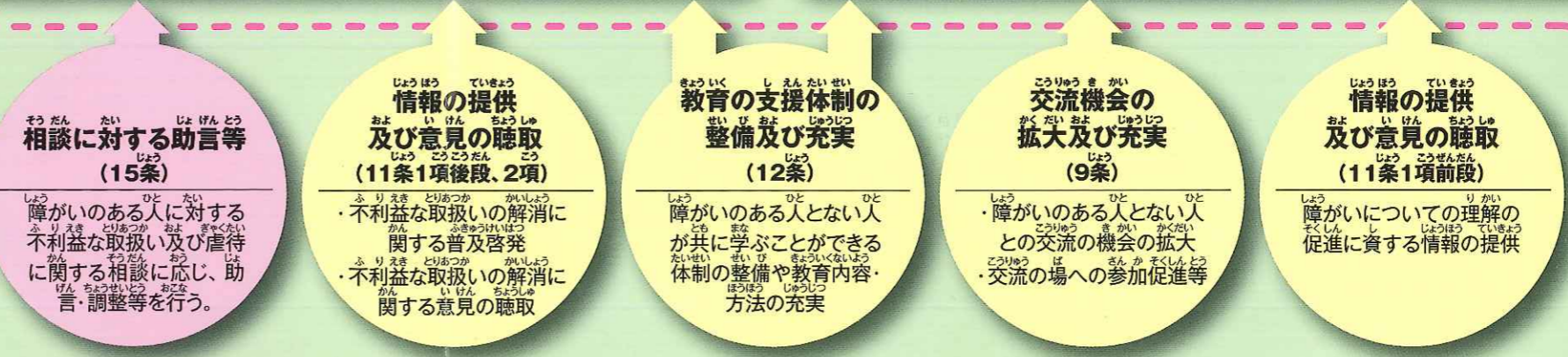
## 不利益な取扱いの禁止 (7条)

## 虐待の禁止 (8条)

## 相談 相談

## 不利益な取扱いの解消

## 県民等の理解の促進



## 責務・役割

